

白馬村開発指導要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 6 日

白馬村長 丸 山 俊 郎

白馬村告示第 7 4 号

白馬村開発指導要綱の一部を改正する要綱

白馬村開発指導要綱（令和 4 年白馬村告示第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「各号」の次に「及び第 6 条の 2」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 8 年 12 月 17 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を受けているものについては、改正後の規定は適用しない。